

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------------------|
| 3 | 報酬、料金、契約金及び賞金等の支払調書作成に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、支払調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・石川県は個人番号関係事務実施者として支払調書を作成するため、財務会計システムに特定個人情報ファイルを保有する。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定、照会範囲を限定、個人番号へのアクセス制限などの対策を講じている。
- ・外部からの不正アクセス対策に当たっては、財務会計システムで管理するファイアウォールによる専用回線内の通信制御、石川県が管理するファイアウォールによる外部からの厳重な通信制御等の厳格な不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

石川県知事

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 報酬、料金、契約金及び賞金等の支払調書作成に関する事務 |
| ②事務の概要 | ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書、不動産等の譲受けの対価の支払調書等を作成し、提出範囲に該当するものを税務署へ提出する事務 ・石川県は、所得税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを支払調書作成事務に利用する。 |
| ③システムの名称 | 財務会計システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 財務会計データベースファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第4項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 石川県出納室 |
| ②所属長の役職名 | 出納室長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県出納室 出納決算グループ |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|-------------|-------------|------|------------------|
| 平成29年5月26日 | I 関連情報 5. ②所属長 | 出納室長 吉野 隆 | 出納室長 東谷 俊也 | 事後 | 年1回の確認に伴う修正 |
| 平成29年5月26日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 平成29年5月26日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 平成30年6月1日 | I 関連情報 5. ②所属長の役職名 | 出納室長 東谷 俊也 | 出納室長 | 事後 | 年1回の確認に伴う修正 |
| 平成30年6月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 平成30年6月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和1年6月21日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和1年6月21日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和1年6月21日 | IVリスク対策 | | | 事後 | 様式変更 |
| 令和2年4月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年3月1日時点 | 事後 | しきい値の確認に伴う修正 |
| 令和2年4月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年3月1日時点 | 事後 | しきい値の確認に伴う修正 |
| 令和2年7月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年3月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和2年7月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年3月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和3年7月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和3年7月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和4年7月1日 | I 関連情報 3. 個人番号利用点 法令上の根拠 | 番号法第9条第3項 | 番号法第9条第4項 | 事後 | 番号法の改正に伴う修正 |
| 令和4年7月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和4年7月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和5年7月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和5年7月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和6年7月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |
| 令和6年7月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | 年1回のしきい値の確認に伴う修正 |